

安心生活創造事業 ～初年度の取り組み～

安心生活創造事業推進検討会22.7.20

秋田県湯沢市

安心生活創造事業

全国58市町村を厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課が指定し、次の三原則について先進的な取り組みを行い、新たな地域福祉の構築を図る。

三原則

1. 支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
2. 支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
3. それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

- ・ 3年間の継続事業。
- ・ 実施主体は市町村。市町村は、法人・団体に一部を委託することはできるが、全てを委託することは禁止する。
(市町村事業として責任を持って施行する。)

初年度（平成21年度）

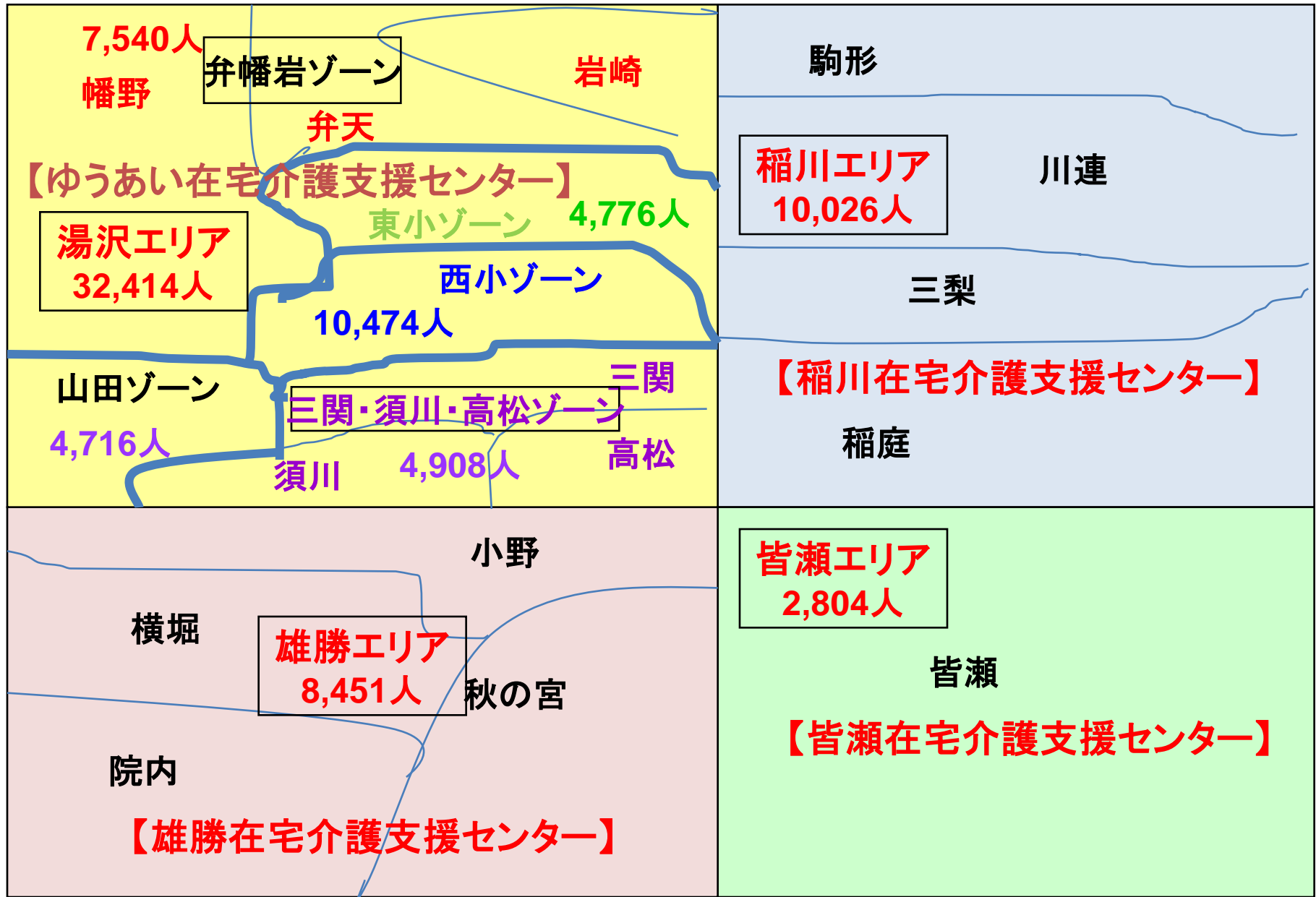
- 対象者を把握し、対象者をもれなく支援できる体制づくりについて、有識者会議を設置。
- 地域の支援体制を構築するため、市民へ事業をPRする地域福祉セミナーの開催
- 第4の財源確保の在り方について検討（総務省職員のアドバイス）

骨格形成

エリアの整理

- 在宅介護支援センターは、担当しているエリアごとに対象者を把握してきているので、新たなシステムを作るよりも、実績のある、既存の機能を用いることが極めて合理的である。
(介護支援専門員や障がい者相談支援専門員等は「点」で対象者を捉えているのに対して、在宅介護支援センターは、地域全体という「面」で対象者を捉えている。.....に注目)
- その点では、現在、
 - ①ゆうあい在宅介護支援センター(湯沢エリア)
 - ②稲川在宅介護支援センター(稲川エリア)
 - ③雄勝在宅介護支援センター(雄勝エリア)
 - ④皆瀬在宅介護支援センター(皆瀬エリア)は、在宅介護支援センター単位で担当エリアを構成しており、そのままエリアとして括りやすい。
- なお、湯沢地区は在宅介護支援センターが1ヶ所であり、担当エリアが大きすぎる。
- 湯沢エリアは、更に5つのゾーンに分けて、ゆうあい在宅介護支援センターのサブゾーンとして捉えることで、対象者把握を密にする。

エリアとゾーン



チームの配置

在宅介護支援センター機能をベース

稲川在宅介護支援センター(いなかわ福祉会)

Aさん

雄勝在宅介護支援センター(雄勝福祉会)

Bさん

皆瀬在宅介護支援センター(みなせ福祉会)

Cさん

ゆうあい在宅介護支援センター
社会福祉協議会

弁天・幡野・岩崎

Dさん

東小

Eさん

西小

Fさん

山田

Gさん

三関・須川・高松

Hさん

サポーター

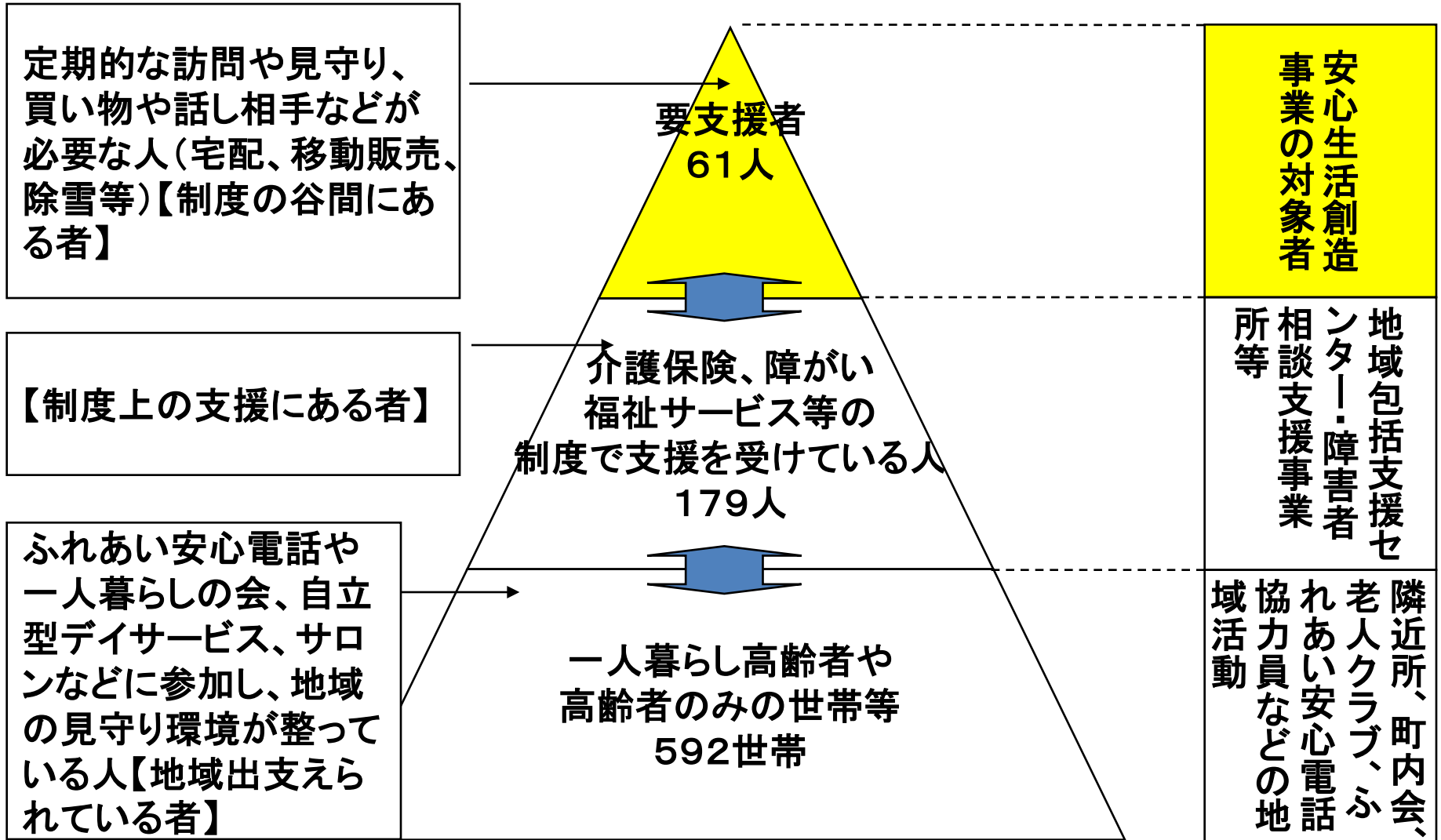
地域包括支援ネットワーク協議会

地域包括支援センター

各エリアの状況 H21.3.31

	稲川	雄勝	皆瀬	弁天・岩崎・樺野	東小エリア	西小エリア	山田	三関・須川・高松	合計
人口	10,026	8,451	2,804	7,540	4,776	10,474	4,716	4,908	53,695
世帯数	2,975	2,800	909	2,412	1,963	4,087	1,542	1,581	18,269
65歳以上人口	3,125 (31.2%)	3,035 (35.9%)	947 (33.8%)	1,908 (25.3%)	1,432 (30.0%)	3,186 (30.4%)	1,459 (30.9%)	1,583 (32.3%)	16,675 (31.1%)
65歳以上世帯数	2,049 (68.9%)	2,039 (72.8%)	560 (61.6%)	1,310 (54.3%)	1,180 (60.1%)	2,032 (49.7%)	969 (62.8%)	1,027 (65.0%)	11,166 (61.1%)
高齢者独居世帯数	243 (8.2%)	373 (13.3%)	51 (5.6%)	179 (7.4%)	319 (16.3%)	515 (12.6%)	154 (10.0%)	172 (10.9%)	2,006 (11.0%)
高齢者のみの世帯数	246 (8.3%)	316 (11.3%)	65 (7.2%)	188 (7.8%)	273 (13.9%)	450 (11.0%)	127 (8.2%)	127 (8.0%)	1,792 (9.8%)
出生数	43 (0.43%)	47 (0.56%)	18 (0.64%)	45 (0.60%)	24 (0.50%)	63 (0.60%)	42 (0.89%)	18 (0.37%)	300 (0.56%)
身体障害者手帳所持者数	513 (5.1%)	649 (7.7%)	185 (6.6%)	365 (4.8%)	299 (6.3%)	410 (3.9%)	265 (5.6%)	293 (6.0%)	2,979 (5.5%)
療育手帳所持者数	63 (0.6%)	45 (0.5%)	75 (2.7%)	31 (0.4%)	32 (0.7%)	41 (0.4%)	22 (0.5%)	24 (0.5%)	333 (0.6%)
精神保健福祉手帳所持者数	38 (0.4%)	34 (0.4%)	11 (0.4%)	19 (0.3%)	11 (0.2%)	37 (0.4%)	12 (0.3%)	25 (0.5%)	187 (0.3%)
障がい者比率	614 (6.1%)	728 (8.6%)	271 (9.7%)	415 (5.5%)	342 (7.2%)	488 (4.7%)	299 (6.3%)	342 (7.0%)	3,499 (6.5%)
生活保護・被保護人員	62 (6.2‰)	104 (12.3‰)	22 (7.8‰)	56 (7.4‰)	165 (34.5‰)	268 (25.6‰)	68 (14.4‰)	63 (12.8‰)	808 (15.0‰)
生活保護世帯数	47 (1.6%)	71 (2.5%)	17 (1.9%)	36 (1.5%)	109 (5.6%)	178 (4.4%)	54 (3.5%)	40 (2.5%)	552 (3.0%)
生活福祉資金(総合支援資金)世帯数	2	1	0	0	2	0	0	0	5
災害時要援護者数	884 (8.8%)	549 (6.5%)	186 (6.6%)	588 (7.8%)	372 (7.8%)	671 (6.4%)	204 (4.3%)	373 (7.6%)	3,827 (7.1%)
要介護認定者数	505 (16.2%)	568 (18.7%)	180 (19.0%)	292 (15.3%)	289 (20.2%)	386 (12.1%)	302 (20.7%)	283 (17.9%)	2,805 (16.8%)
特定高齢者数	149 (4.8%)	146 (4.8%)	62 (6.5%)	61 (3.2%)	53 (3.7%)	90 (2.8%)	61 (4.2%)	73 (4.6%)	695 (4.2%)

湯沢エリア(東小ゾーン)の対象者把握(例)



初年度最も力を入れたい視点

- 地域の対象者が抜け漏れなく把握され、適切な支援が展開できるエリアの構築
- 市町村予算に影響されない、安定的に運用できる地域福祉基金体制の形成
- 地域全体で共有できる地域福祉推進体制の形成（湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会との連携）

2年目（平成22年度）

- 有識者会議のとりまとめ内容を踏まえ、エリア会議を開催し、対象者がどんなことで困っているのか等の把握体制と、もれなくカバーできる支援体制の試行事業開始
- 地域を包括して支援していくネットワーク構築を更に深める。
【湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会】
- 実施内容を地域福祉セミナーにおいて随時報告しながら、市民と意識を共有する。
- 第4の財源確保の試行事業開始

中間年・試行実践期

22年度最も力を入れたい視点

- 対象者を「抜け・もれ」なく把握し、抜け・漏れなく適切に支援できる体制づくり
【生活・介護支援サポーター養成研修において50名養成】
- 地域の対象者が抜け・漏れなく把握され、適切な支援が展開できるチームとサポーターの構築
- セミナーや研修会、湯沢ふるさと会等の募金による地域福祉基金の実施【基金管理・運営団体の設置と広報活動】
- 地域全体で共有できる地域福祉推進システム・資源開発の構築と地域包括支援ネットワークの構築
【湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会との連携】

どんな人が対象者？

定期的な訪問が必要と判断されるが訪問を受け入れない人(巡回訪問対象者と同様)

定期的な訪問や見守りが必要と周囲は感じているが、ご本人は受け入れない人。(しかし、周囲はちょっとした変化がわかり、駆けつけられる。)

訪問員等による週1回以上の定期的な訪問を希望する人(安心感を得たい、何かのときのためにしっかりしたところにながっていたい、話し相手がほしい人など)

安心感を得たいため、利用料金制(契約)で定期的な訪問を受けながら、安心を得たい人。

「契約訪問」は希望しないが訪問員等による定期的な訪問が必要な人で、訪問を受け入れる人(消費者被害の対象になりやすい、身寄りが無く孤立している人など)

身寄りの無い人、消費者被害にかかりやすい人、行政からの通知文書等がわからない人など(巡回型訪問)

安心生活創造事業

地域包括ケア推進事業

民生委員活動・地域ネットワーク

訪問員等による定期的な訪問までは必要ないが、見守りが必要な人(しっかりしているが友人や親類との交流やサークル活動への参加がほとんどない人など)

しっかりしているが、外との交流がほとんどない人。(農業に専念している、無口で実直、趣味をもたない、規則正しい生活)

一人暮らし等であるが、友人や親族との活発な交流があったり、老人クラブやサークル活動への積極的な参加などによって見守られる環境が整っている人

親類の交流が頻繁、お茶のみ仲間が多い、サロン利用、老人クラブに積極的に参加、ゲートボールに参加、農産物の販売や路地販売などで様々な接点をもっている人

介護保険制度・障害者自立支援制度等との関係

認知症や知的障がい者等で徘徊や突発的な行動により、地域の見守りが必要な人

公的サービス対象者

障害者自立支援制度
対象者

湯沢市独自の
障がい者福祉サービス
(日中一時支援、
生活サポート事業等)

介護保険制度
対象者

湯沢市独自の
高齢者福祉サービス
(すこやかデイ、
介護予防事業等)

介護保険制度等のサービス
を受けている人は、制度上
の支援でカバーされている

安心生活創造事業対象者(制度の谷間)

地域包括ケア推進事業対象者(介護保険外対象者)

- ①一人暮らし高齢者・障がい者世帯
- ②高齢者・障がい者夫婦世帯
- ③日中一人暮らしの高齢者・障がい者世帯
- ④日中高齢者・障がい者夫婦等世帯
- かつ
- ⑤地域と交わりの無い人(関わり拒否等)
- ⑥膝が痛く、買い物に行けない
- ⑦電球の交換ができない
- ⑧孤独なので、定期的な話し相手が欲しい
- ⑨石油ストーブの給油に困っている
- ⑩役所の通知文書の内容がわからない
- ⑪足が痛く、貯金を下ろしてもらいたい
- ⑫だまされて高額な物を買わされ困った
- ⑬手足が不自由で、風呂掃除ができない
- ⑭足の爪が切れなくて困っている
- ⑮精米ができず困っている 等

対象者の状態像

22年度の取組み

対応

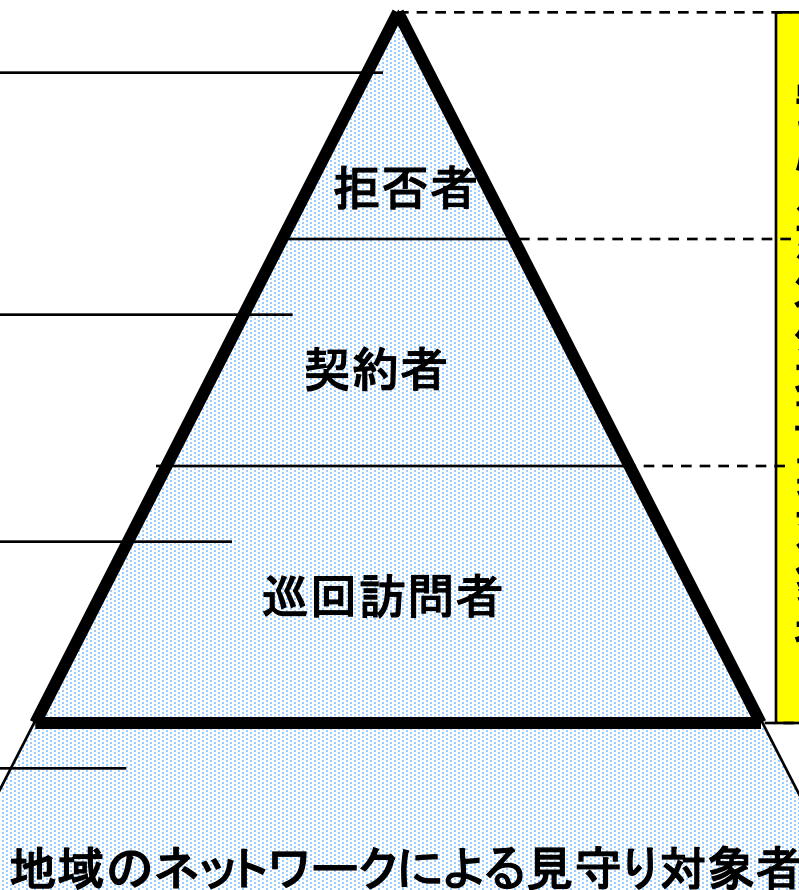
定期的な訪問が必要と判断されるが訪問を受け入れない人(巡回訪問対象者と同様)

サポーター等による週1回以上の定期的な訪問を希望する人(安心感を得たい、何かのときのためにしっかりしたところにつながりたい、話し相手がほしい人など)

「契約訪問」は希望しないがサポーター等による定期的な訪問が必要な人で、訪問を受け入れる人(消費者被害の対象になりやすい、身寄りが無く孤立している人など)

サポーター等による定期的な訪問までは必要ないが、見守りが必要な人(しっかりしているが友人や親類との交わりが無く孤立している人など)

一人暮らし等であるが、友人や親族との活発な交流があったり、老人クラブやサークル活動への積極的な参加などによって見守られる環境が整っている人



「見守り」支援の不要な人

対象者の状態像についてエリアごとに詳細な調査を行い、実態把握を行う

第1の原則

支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

地域ケア会議の開催

支援を必要とする人とそのニーズを把握する
(対象者がどんなことで困っているか等)

サポーター等からの情報

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、障がい者相談支援専門員、ヘルパー、デイサービスセンター、保健師等

顔なじみの関係でニーズ把握と支援の説明をし、同意を得た上で抜け・もれのない支援



地域ケア会議で情報共有

地域包括支援ネットワーク協議会で社会資源開発等の支援

1)宅配、2)移動販売、3)石油ストーブの給油、4)定期的な配食、5)孤独、6)除草、7)預金の引出、8)墓参り、9)病気見舞い、10)役所等からの通知文書の説明、11)くもの巣とり、12)除雪、13)申請の手伝い、14)時事問題の相手、15)薬の確認、16)薬の受け届け、17)包丁研ぎ、18)電球・豆電球交換、19)精米、20)相談相手、21)見守り、22)食事の相手、23)お茶のみ相手24)ゴミ出し、25)爪切り.....等【自立生活の一部を支援】

高齢者・障がい者・難病患者・児童等

住み慣れた地域でいつまでも ↔ 介護予防・心の健康

原則1：支援を必要とする方々とそのニーズ把握

22年度は、生活・介護支援サポーター養成研修でサポーター50人達成を目標

ゾーンには、ニーズを把握してくれる方々としてこんな人達があります。

[制度上の有資格者]

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、栄養士などの退職者や経験者

[制度上に位置づけられている研修等で資格が得られる者]

ヘルパー、障がい者相談支援専門員、サービス管理責任者、生活・介護支援サポーター

[その他の公的な者]

民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司、

[その他]

町内会長、近隣者、行政員、福祉員、CSW、老人クラブ友愛訪問員、新聞配達員、牛乳配達員、ヤクルトレディー、郵便配達員、ふれあい電話協力員、配食サービス配達員、地区回覧板班員、サロンや集まりの会員、理美容店、移動販売店、宅急便、

深刻なニーズ把握ではなく、簡単なニーズ把握(情報提供)をしてくれる人

相談支援が重要

1. 相談は、色々なところに出てきます。

相談支援専門員 ↔ (当事者)

民生・児童委員 ← (当事者)

児童相談員 ← (当事者)

保健師 ← (当事者)

医師 ← (当事者)

介護支援専門員 ← (当事者)
要介護認定者

教師 ← (当事者)

隣家 ← (当事者)

身障相談員 ← (当事者)

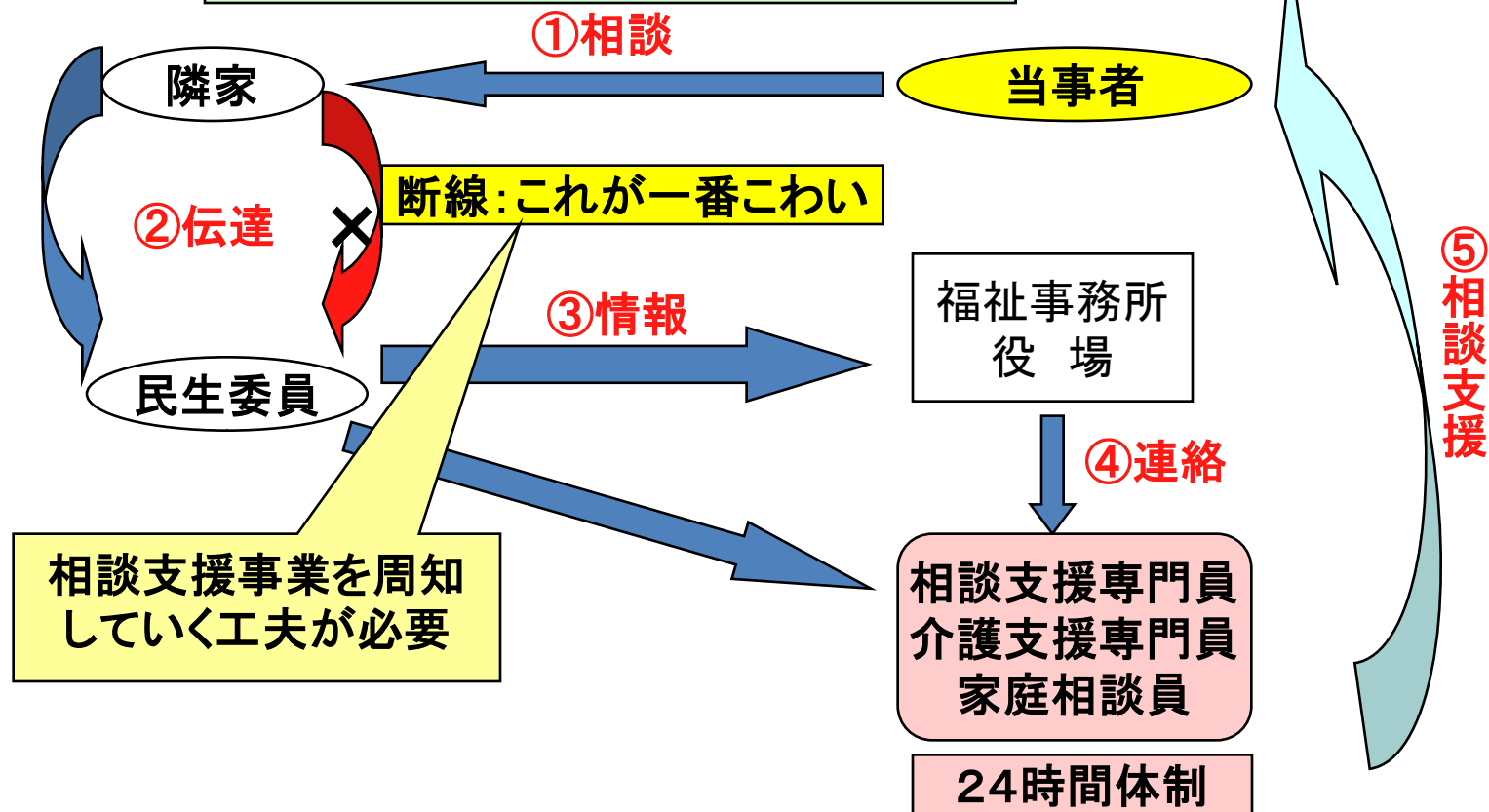
家族会 ← (当事者)

出てきた相談がここで終わらず、どこへつなげていくかが地域で共有されていることが重要

相談支援が地域にシステムとして定着できる地域づくり

2. 相談がつながっていく。

この段階の相談内容は、粗いもので、当事者も相談したいことがよく整理されていないことが多い。(漠然とした相談)



3. 相談が専門職につながり、ニーズが掘り下げられ、当事者のストーリーがまとめられる。

当事者の相談の内容が整理され、課題解決の糸口も整理されてくる。

当事者

- ・当事者の問題、課題及び生活上で不便を感じていること
- ・当事者が今「やっていること」、「できていること」、「こういうふうになりたい」こと。(エンパワーメント、ストレングスを確認する。)

※当事者のストーリーが語られるアセスメントをする。

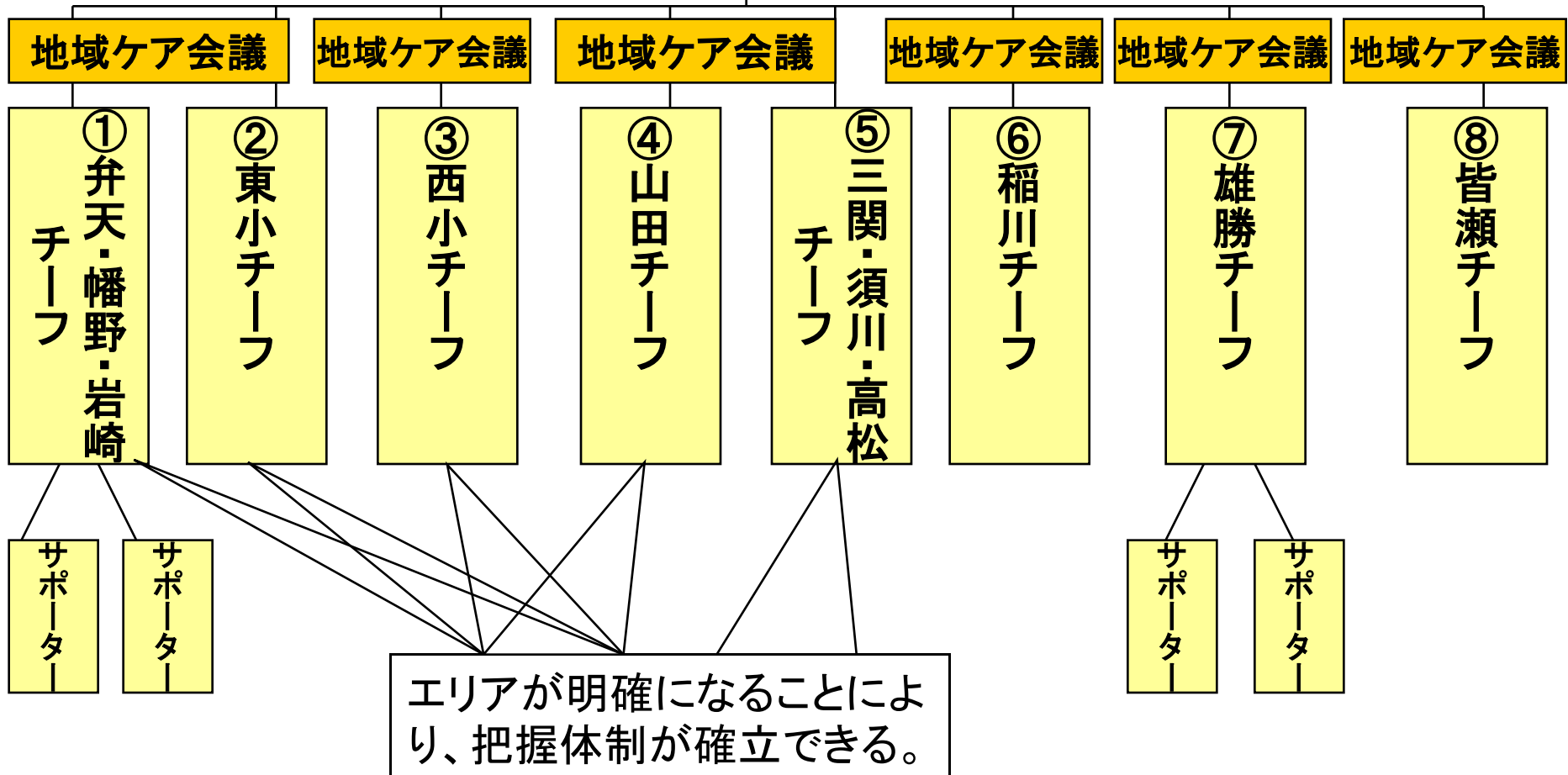
相談支援

相談支援専門員
介護支援専門員
家庭相談員

24時間体制

ニーズ把握体制のイメージ

地域包括支援センター
【スーパーバイズ、ゼネラルマネジメント】



チーフ・訪問員研修を実施し、対象者把握意識の共有を図る

第2の原則

支援を必要とする人がもれなくカバーされる
体制をつくる

もれなくカバーできる包括的・継続的支援体制

地域包括支援センターは高齢者だけ。在宅介護支援センターも高齢者だけ。
障がい者相談支援事業者は障がい者だけ。

意識が縦割りになっているから、サービスがバラバラに提供されている。

特定の機関が、全てを包括的に行うことは無理

地域の多様な関係機関が、「地域を包括して支援するネットワークの意識」を共有し、地域の情報が網の目のように繋がるシステムをつくらなければならない。

包括的・継続的地域支援体制

地域包括支援ネットワーク協議会機能との連携

もれなくカバーする意識を共有する研修が重要
チーフ研修、サポーター研修の充実(人材が大切)

原則2: 支援を必要とする方がもれなくカバーされる体制

エリアごとに、支援や見守り、声かけしてくれるサポーターがいます。

[制度上の有資格者]

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、栄養士などの退職者や経験者

[制度上に位置づけられている研修等で資格が得られる者]

ヘルパー、障がい者相談支援専門員、サービス管理責任者、生活・介護支援サポーター

[その他の公的な者]

民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司、

[その他]

町内会長、近隣者、行政員、福祉員、CSW、老人クラブ友愛訪問員、新聞配達員、牛乳配達員、ヤクルトレディー、郵便配達員、ふれあい電話協力員、配食サービス配達員、地区回覧板班員、サロンや集まりの会員、理美容店、移動販売店、宅急便、

エリアごとのチーフからサポーターをお願いします。

生活・介護支援サポーター養成研修

安心生活創造事業で支援が必要な内容



膝が痛くて、買い物にいけない方へ、宅配サービス



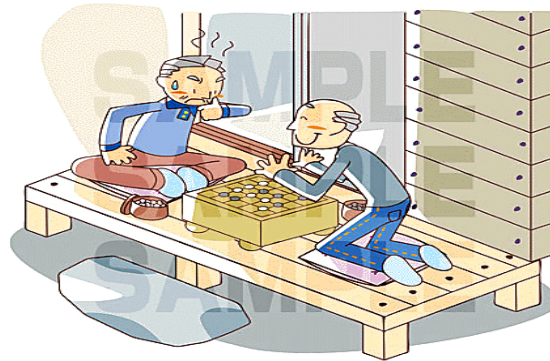
高齢者世帯の手の届かない所の掃除、電球取替え



手足が痛み、重い物が持てない高齢者世帯のゴミだし



安否確認やお茶のみなどの話し相手



孤独の解消に、趣味の相手

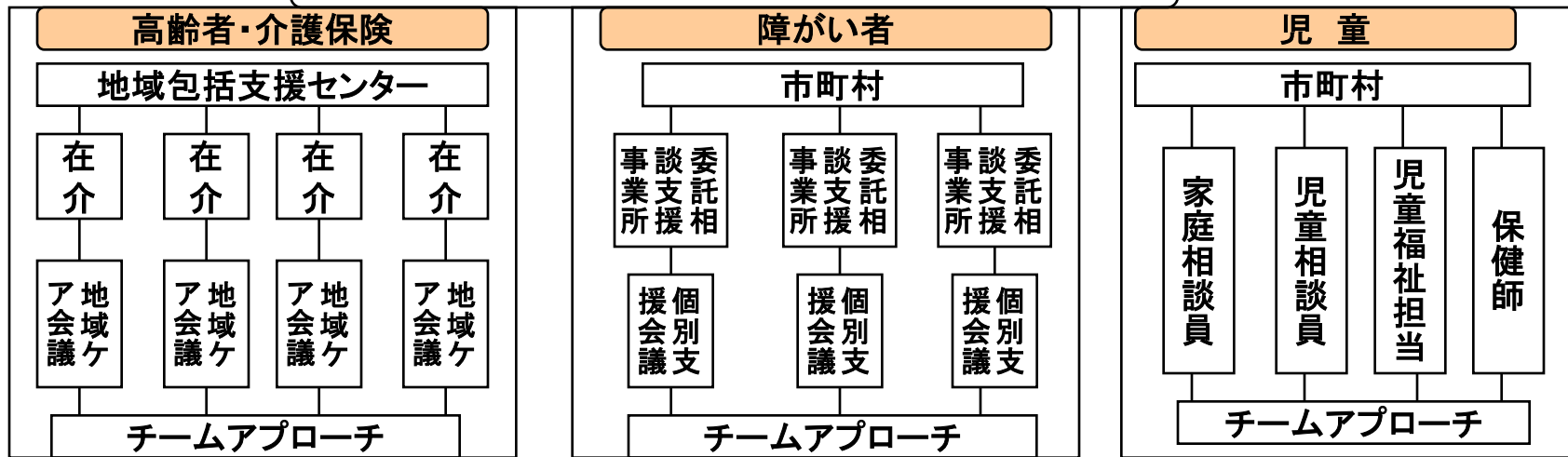


障がい者の支援

支援を必要としている方をもれなく把握して、不便と不安のない地域社会をめざします

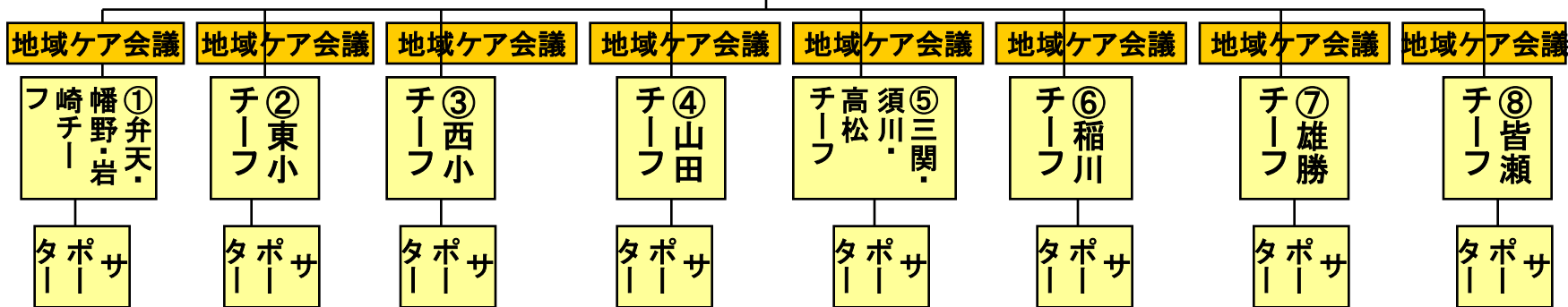
安心生活創造事業&地域包括ケア推進事業

制度で見守られている人

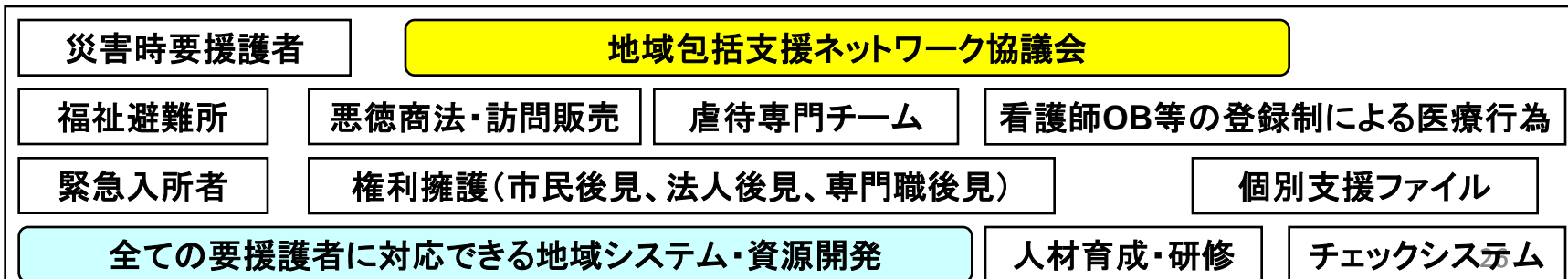


地域包括支援センター(スーパーバイズ、ゼネラルマネジメント)

制度の谷間の人



地域包括ケア



第3の原則

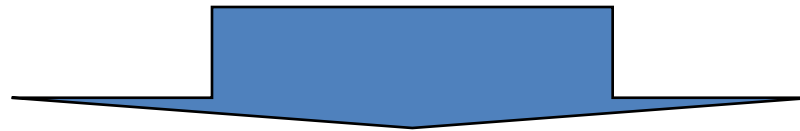
地域福祉基金

それを支える安定的な地域の自主財源確保
に取り組む

国民的行事の企業貢献策

- ①母の日・父の日プレゼント地域福祉基金
- ②クリスマスケーキ地域福祉基金
- ③バレンタインデー地域福祉基金
- ④お中元・お歳暮地域福祉基金

協力店の総売り上げの1%ではなく、上記の場合のみの売り上げの1%を基金に繰り入れしていただく方式。



商工会議所や商工会の協力を得て、母の日・父の日のプレゼントに「当店は地域福祉基金に協力してます。」を店頭に掲げてもらう。

募金・寄附文化の醸成

- ①地域福祉基金募金「幸せの黄色い羽根」運動
- ②成人式、33歳厄年、49歳厄年、還暦募金
- ③講演会の参加費に地域福祉基金
- ④コンサートのチケットに地域福祉基金
- ⑤「ふるさと納税」から地域福祉基金
- ⑥募金型宝くじ

- ①赤い羽根共同募金と組み合わせでできないか。
それとも、湯沢市独自の共同募金文化を創るか。
- ②節目募金の協力を、それぞれの実行委員会等に協力要請。
それを、伝統的に引き継いでいってもらう。
- ③・④商工会議所等の協力のもと、企画団体に地域福祉基金を付けてもらう。
- ⑤湯沢市に残した父母や親族の安心安全を「ふるさと納税」に託してもらう。
- ⑥募金千円に抽選券(当選番号付き)1枚をつけ、当選したら温泉宿泊が当る
など、現金配当にならない範囲での募金形式宝くじ

平成24年度からは、5,780,000円を当初目標に第4のポケットを造成し、22年度から徐々に募金・寄附文化の浸透を図る。(1,445,000円×4在宅介護支援センター)

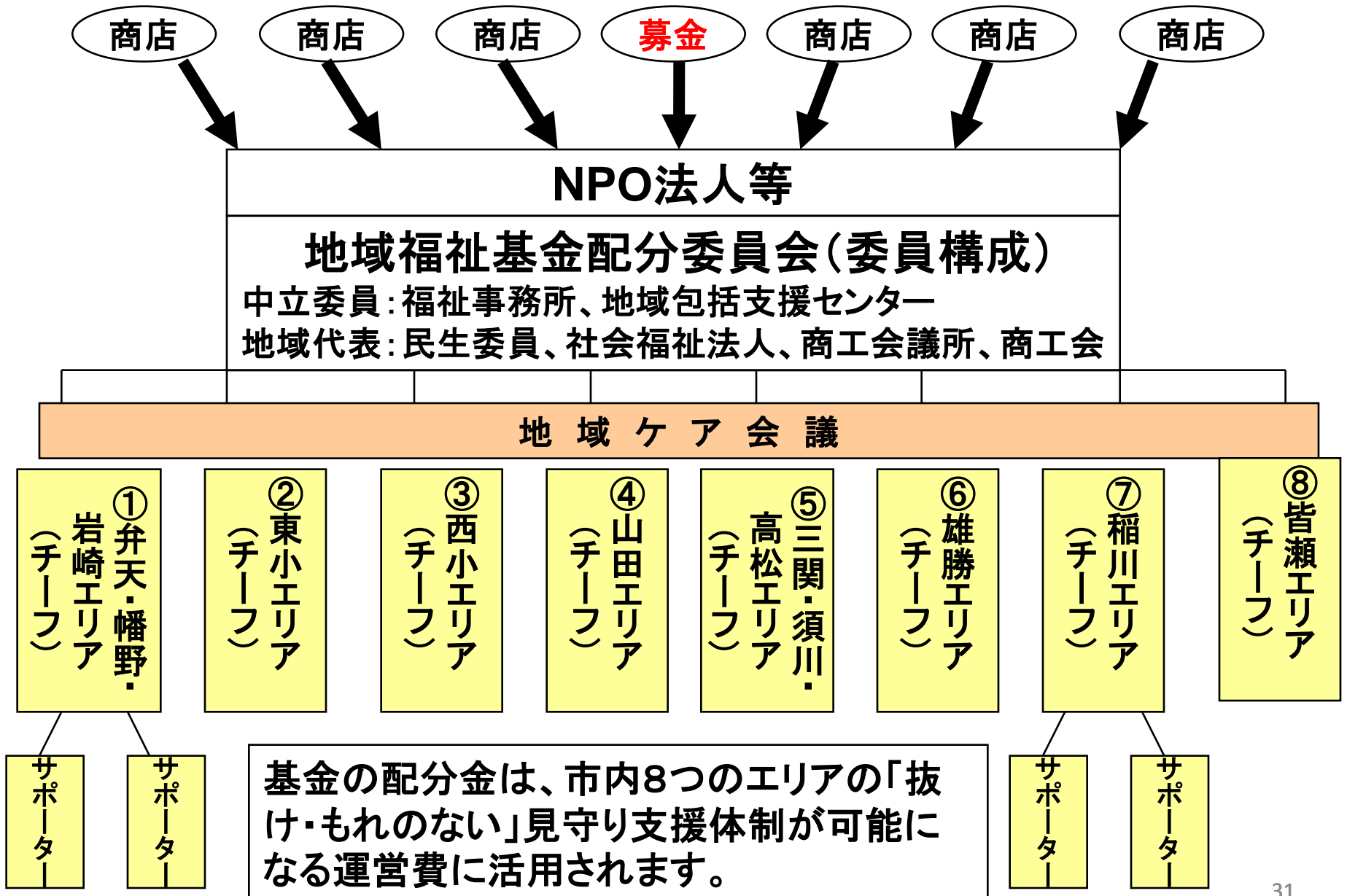
地域福祉基金検討会

有 識 者 会 議	湯沢商工会議所 ゆざわ小町商工会 の各種部会	1. 地域福祉基金協力店 ①母の日、父の日プレゼント ②クリスマスケーキ ③バレンタインデー ④お中元、お歳暮 2. コンサートチケット 3. 募金型宝くじ
	湯沢市社会福祉協議会 NPO法人 福祉事務所	4. 幸せの黄色い羽根 5. 講演会・研修会募金 6. 成人式、33歳・42歳・49歳厄年、還暦募金

地域福祉基金の管理運営団体の検討
NPO法人から選定

NPO法人が基金管理及び募金・寄附の広報等も行う

福祉基金管理運営団体方式



地地域包括支援ネットワーク協議会は ソーシャルキャピタル

